



宮城学院について

本学の沿革・建学の精神・スクールモットー

宮城学院は、福音主義キリスト教に基づいて学校教育を行い、神を畏れ敬い、自由かつ謙虚に真理を探求し、隣人愛に立ってすべての人の人格を尊重し、人類の福祉と世界の平和に貢献する女性を育成することを建学の精神として、1886年（明治19年）、宮城女学校の名で創設されました。それはアメリカの改革派教会派遣の宣教師たちと日本人のキリスト者たちとの協同と祈りの結晶でした。

以来、明治、大正、昭和の時代を通して女子の高等専門教育を担う専攻科（聖書・家政・英文・音楽の各専攻科）を次々に設置し、戦後の学制改革により高等女学校は宮城学院中学校・高等学校となり、女子専門学校は宮城学院女子大学・短期大学（附属幼稚園も付設）となって、女子教育の一大総合学園として現在に至っております。

現在、大学院（修士課程）は2研究科5専攻、大学は2016年度より学部学科改組に伴い4学部9学科となり、普通科の高等学校、中学校及び大学附属認定こども園を擁しております。

ことに、宮城学院女子大学は、戦後の学制改革によって最も早く東北最大の女子大学となり、高度の学的水準をもつ有為な卒業生を多く輩出し、現キャンパスに移転してからは学科の増設と整備をはかって、さまざまな職種に求められる幾つもの資格を取得できる専門性豊かな教育の充実に努めて高い評価を得てておりまます。さらに、2016年度から現代ビジネス学部を新設する等の学部学科改組を行い、社会の要請に応えるべく日々改革に取り組んでおります。

長い伝統と歴史をもつ優れた欧米の多くの大学は、創設以来、学門研究とキリスト教（礼拝）を大切にしてきました。それは、高等教育機関としての大学では、専門的な知識や技術の修得と共に、高潔な精神の涵養が求められているからです。

それゆえ、宮城学院女子大学に入学された皆さんには、どの学科のカリキュラムでも必修科目である「キリスト教学」「キリスト教と現代社会」の講義を通して、より深い知性を身につけ、豊かな感性を養うように心がけてください。そのためには、礼拝堂で毎週月・水・金の昼に行われている礼拝に積極的に出席するように心がけ、さらに、教科目の修得と共に各種のサークル活動やボランティア活動などにも積極的であってください。

「神を畏れ、隣人を愛する」をスクールモットーとする宮城学院は、こども園、中学校、高等学校、女子大学、大学院を通して一貫した建学の精神を堅持し、高い品性・豊かな教養と秀でた能力を身につけて世界で活躍する女性を送り出す総合教育機関であります。

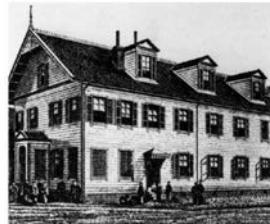
建学の精神

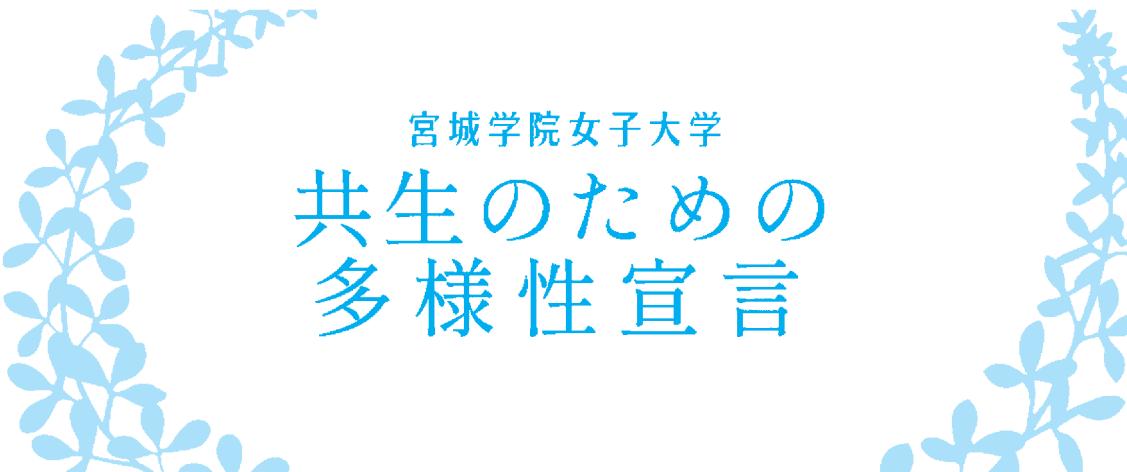
『福音主義キリスト教に基づいて学校教育を行い、神を畏れ敬い、自由かつ謙虚に真理を探求し、隣人愛に立ってすべての人の人格を尊重し、人類の福祉と世界の平和に貢献する女性を育成すること。』

宮城学院のスクール・モットー
『神を畏れ、隣人を愛する』



初代校長 E. R. プールボー

1885年（明治18年）	12月	「日本基督一致教会」仙台教会牧師押川方義は、東京で「合衆国改革派（ジャーマン・リפורーム）教会」宣教師ホーイと会見し仙台に神学校および女学校設立の必要性を説く	
1886年（明治19年）	1月	グリング、モール、ホーイの三氏によるミッション会議が開催され、仙台に神学校および女学校の設立を決定し、「合衆国改革派教会」外国伝道局に具申	
	5月15日	仙台神学校（のちの東北学院）創立（校長押川方義）	
	7月2日	ミス・プールボー、ミス・オールト来日	
	9月18日	押川方義、ホーイ、首藤陸三、グリング、ミス・プールボー、ミス・オールト等によって宮城女学校創立（校主押川方義、初代校長ミス・プールボー）	
	9月24日	東二番丁51番地田辺繁久氏別邸において授業開始	
1889年（明治22年）	4月	東三番丁162番地に竣工した新校舎に移転	
	7月	献堂式	
1900年（明治33年）		1年制聖書専攻科設置	
1912年（明治45年）	4月	3年制家政専攻科設置	
1913年（大正2年）	4月	3年制英文専攻科設置	
1916年（大正5年）	4月	3年制音楽専攻科設置。2年制聖書専攻科設置	
1931年（昭和6年）		音楽科に師範科及び研究科を設置	
1941年（昭和16年）	2月	財団法人宮城女学校設立認可	
1943年（昭和18年）	4月	宮城女学校を廃止、宮城高等女学校設置、専攻部を専攻科と改称。3年制国語専攻科を設置	
1945年（昭和20年）	7月	戦災により校舎のほとんどを焼失	
1946年（昭和21年）	6月	「専門学校令」による宮城学院女子専門学校設置認可（育児科、国語科、外国（英）語科、音楽科設置）	
	7月	宮城高等女学校は、宮城学院高等女学校と改称	
1947年（昭和22年）	4月	宮城学院中学校設置	
1948年（昭和23年）	4月	宮城学院高等学校設置	
1949年（昭和24年）	2月	宮城学院女子大学設置認可（学芸学部英文学科、音楽科）	
	4月	大学開設	
1950年（昭和25年）	3月	宮城学院女子短期大学設置認可（家政科、国文科）	
1951年（昭和26年）	3月	学校法人宮城学院設立認可。宮城学院女子専門学校廃止	
1954年（昭和29年）	3月	宮城学院女子大学附設幼稚園教員養成所設置認可	
1955年（昭和30年）	1月	宮城学院女子短期大学保育科設置認可	
1956年（昭和31年）	3月	宮城学院女子短期大学附属幼稚園設置認可	
1959年（昭和34年）	1月	宮城学院女子大学に家政学科設置認可	
1964年（昭和39年）	1月	宮城学院女子大学学芸学部に日本文学科、短期大学に教養科設置認可	
1980年（昭和55年）	10月	仙台市桜ヶ丘五丁目1-1に総合移転完了、献堂式	
1986年（昭和61年）	10月	創立百周年記念式典挙行	
1988年（昭和63年）	12月	宮城学院女子短期大学国際文化科設置認可	
1994年（平成6年）	12月	宮城学院女子大学学芸学部人間文化学科設置認可	
1995年（平成7年）	4月	宮城学院女子大学大学院人文科学研究科設置（英語・英米文学専攻、日本語・日本文学専攻）	
1996年（平成8年）	3月	宮城学院女子短期大学教養科廃止	
1999年（平成11年）	4月	宮城学院女子大学大学院人文科学研究科に人間文化学専攻増設	
	10月	宮城学院女子大学・短期大学設置50周年記念式典挙行	
2000年（平成12年）	4月	宮城学院女子大学学芸学部食品栄養学科、生活文化学科、発達臨床学科、国際文化学科設置	
2001年（平成13年）	3月	宮城学院女子短期大学廃止	
2003年（平成15年）	3月	宮城学院女子大学家政学科廃止	
2005年（平成17年）	4月	宮城学院女子大学大学院人文科学研究科に生活文化デザイン専攻増設	
2006年（平成18年）	10月	創立120周年記念式典挙行	
2007年（平成19年）	4月	宮城学院女子大学学芸学部心理行動科学科、児童教育学科設置	
2008年（平成20年）	4月	宮城学院女子大学大学院健康栄養学研究科健康栄養学専攻設置	
2009年（平成21年）	4月	宮城学院女子大学学芸学部生活文化学科を生活文化デザイン学科に名称変更	
2009年（平成21年）	4月	宮城学院女子大学大学院人文科学研究科生活文化デザイン専攻を生活文化デザイン学専攻に名称変更	
2016年（平成28年）	4月	宮城学院女子大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科、教育学部教育学科、生活科学部食品栄養学科、生活文化デザイン学科設置	
	10月	創立130周年記念式典挙行	
	11月	宮城学院女子大学附属認定こども園「森のこども園」設置	
2019年		大学開学70周年	



宮城学院女子大学 共生のための 多様性宣言

宮城学院女子大学 共生のための多様性宣言

宮城学院女子大学は、本学に集うすべての学生の多様性と尊厳・人権を尊重します。年齢、信条、障害、エスニシティ、性的指向・性自認など、個人の特性や文化的背景を尊重し、そのための環境づくりに最善を尽くします。

共生のための多様性宣言に基づく基本方針

1. 自己決定を尊重します。

各個人の特性に関わる情報の開示・非開示、またそれらの表現については、当事者の意思が尊重されるものであり、他者から不当に侵害されることがあつてはなりません。

2. 修学の妨げを取り除くために最善を尽くします。

本学で学ぶすべての学生にとって、修学の妨げとなる事柄は、適切なプロセスによる合意形成を経て、合理的な範囲で取り除かれなければなりません（合理的配慮）。

宮城学院女子大学教育環境と人権を守るためのガイドライン

1 趣旨

宮城学院女子大学（以下「本学」という）は、「宮城学院女子大学倫理綱領」に則り、本学に学ぶ学生について、人としての尊厳を守り、安全かつ公正な環境の下で学生生活を送ることができるよう配慮する。本学教授会は、学生が学生生活において、人権侵害等のハラスメント行為によって被害を受けることを防止し、また被害を受けた者を救済することを目的として本ガイドラインを定める。学長はその実現に責任を負う。

2 定義

上のハラスメント行為による被害とは、教職員等が学生に対して、性的、身体的、人格的な差別的言動を行うこと、あるいは学習・研究指導、就職指導等の名の下に、職務・権限を逸脱して私的な介入や干渉を行うことによってもたらされるものを指し、行為者の意図の有無に拘らず、学生が不快・屈辱・脅威等を感じ、学生生活において支障を感じる状況をいう。本ガイドラインは、本学が行う教育、本学の責任下で行われるボランティア、就職活動、インターンシップ等、および本学のサークル活動に適用する。

なお、卒業生が在学中に被った被害も本ガイドラインの対象とする。

3 被害の予防

学長は、教育研究機関に勤務する者の職務・権限に対する自己規律の意識を高め、自己点検を促すために、関係機関に指示して次のことを行わせる。

- (1) 大学構成員の人権尊重意識を高めるために、啓発・研鑽に資する諸活動を行うこと。
- (2) 教育環境の整備のために、被害を誘発しかねない施設・設備上の問題点を各部署で点検し、使用規程や留意事項を明確にし、周知をはかること。
- (3) 学習・研究等の指導の形態等について、各学科において、被害を誘発するおそれのある状況を点検し、防止策を講じ、周知をはかること。
- (4) その他、被害予防のための有効な措置をとること。

4 被害の相談と対応

大学は、被害の訴えへの早期対応のために、被害を容易に相談できる信頼に足る体制を整え、関係者の人権とプライバシーの保護への十分な配慮のもとに、迅速かつ適切な措置を講じる。問題の対応に携わる者は、人権尊重の立場に立って公正を旨とし、来談者に対してはその真意を受け止め、意思を尊重しつつ、原則として来談者の同意の下に問題の解決にあたる。なお、本人による直接の相談がない場合でも、ガイドラインによる対応が必要と判断される事態が発生した場合には、学長は関係者の人権を十分考慮して問題の取り扱い方を検討し、これを教授会に諮って適切な対策を指示する。

事案への対応は、次の流れに従う。

- ① 被害の相談は、各教員、クラス担任、学生相談・特別支援センター、投書等が窓口となる。
- ② 窓口で対応できない場合、相談を受けた者は相談の内容を検討委員会に報告する。検討委員会は、その扱いについての判断を行う。

③ 検討委員会において解決できない場合は、学長に報告し、調査委員会において対応する。調査委員会は、関係者から事情を聴取して、当事者間の解決の可能性を判断するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

④ 調査委員会において解決できない場合は、学長に報告し、対策委員会において対応する。対策委員会は、当事者の人権に十分な配慮をしながら、事案についての聴取記録等の諸資料を検討し、速やかに具体的対応策を含む報告書を作成して学長に提出する。

⑤ 学長は、対策委員会の報告書を教授会に上程し、事案に関する最終的な判断および対応を決定する。

⑥ 学長は、教授会の決定に基づき、謝罪、補償、権利の回復等、必要な措置を講じるとともに、再発防止の方策を講じる。

窓口の任務、検討委員会、調査委員会、および対策委員会の組織と任務等、被害の相談と対応の詳細については別に定める。

5 自己点検

教授会は、本ガイドラインが有効に機能するよう、定期的に自己点検を実施する。また、「宮城学院女子大学ハラスメント防止委員会」を設置し、適宜、本ガイドラインの見直しを行う。

附 則

1. 本ガイドラインは、2013年4月1日より施行する。
2. 本ガイドラインの施行に伴い、1999年施行の「セクハラ防止等の、教育環境と人権を守るためのガイドライン」は廃止する。
3. 本ガイドラインは、2016年4月1日より改正施行する。
4. 本ガイドラインは、2020年4月1日より改正施行する。

礼拝等について

1. 礼 拝

月曜日、水曜日、金曜日の昼休みに礼拝を行っています。礼拝時間は、12時10分～12時30分の20分間です。いろいろ異なる価値観に出会い、物事をじっくり考え、自分自身を超えたものへの気づきを与える貴重な機会として、また、生きる勇気や慰めを得るかけがえのない時として、必修科目「キリスト教学」「キリスト教と現代社会」と連動するこれら週三回の礼拝には、折にふれて誠実に出席するようにしてください。外部から招かれた信頼できるキリスト教牧師を通して、内容豊富なメッセージ（「説教」と呼ばれています）を聞くことができます。また、本学院理事長、学院長、学長、宗教総主事、宗教センター長、本学中学校・高等学校宗教主事（いずれも、「学校法人宮城学院寄附行為施行細則」第4条に定められた福音主義のキリスト者）は毎月、礼拝メッセージを語ります。本学は、平和を愛し、平和を追求することを人類の偉大な教養として学ぶ必修科目「キリスト教学」「キリスト教と現代社会」と並んで、善良な市民としての感性を養うための教育プログラムとして礼拝を重視しています。このような教育方針を保護者の皆様方も学生の皆様もご理解下さるようお願い申し上げます。

なお、別冊『宮城学院礼拝ガイドブック』を是非、お読みください。

2. キリスト教教育特別集会

毎年6月、著名なキリスト者の学者や文化人などを招いて、講演会を開いています。功績主義の名のもとに人が切り捨てられていく世の中の冷たい経済至上主義の論理とは異なる考え方についてのよい機会として、全学協力体制のもとに行われるこの教育プログラムには毎年多くの学生が参加しています。

3. YWCA（キリスト教女子青年会）

礼拝堂内の宗教センターでは、YWCAの活動が活発に行われています。聖歌隊、聖書研究、ボランティア活動など、いろいろなことに学生たちが意欲的に取り組んでいます。どなたでも気軽に立ち寄ってください。



大学の組織と役割

(1) 教務部委員会

1. 教育目的の実現に向け、教務事項の運営をするため、教務部委員会が設置されている。
2. 委員会は次の事項を任務とする。
 - 1) カリキュラム編成および方針立案
 - 2) 履修、卒業および学位に関する事項
 - 3) 学籍に関する事項
 - 4) 学事歴に関する事項
 - 5) 非常勤講師採用に係る教員審査
 - 6) 教務運営に関する情報発信
 - 7) その他、教務に関わる事項

(2) 入試部委員会

1. 本学における入学試験制度を検討し、入学試験の実施に係る管理および入試広報の適切な実行のために入試部委員会が設置されている。
2. 委員会は、次の事項を任務とする。
 - 1) 入学試験制度に関する事項
 - 2) 入学試験の実施管理に関する事項
 - 3) 入学試験に関わる情報発信
 - 4) その他、本学の入学試験に関わる事項

(3) 学生部委員会

1. 学校生活の充実と向上を図るために、学生部委員会が設置されている。
2. 委員会は次の事項を任務とする。
 - 1) 学生の課外活動に関すること
 - 2) 学生の福利厚生に関すること
 - 3) 学生の活動に関する情報発信
 - 4) その他、学生生活に関わる事項

(4) 学術情報部委員会

1. 本学における教育研究活動を推進・支援し、必要な施設設備を整備・維持管理するため、学術情報部委員会が設置されている。
2. 委員会は、次の事項を任務とする。
 - 1) 本学の教育ならびに研究の支援体制の整備
 - 2) 「宮城学院女子大学研究費規程」に定める研究費の運営に関する事項
 - 3) 外部資金の申請に係る企画および支援
 - 4) 図書館の運営に関する事項
 - 5) 研究の不正防止に関する事項
 - 6) 研究倫理審査に関する事項
 - 7) 本学の学術情報に関する情報発信
 - 8) その他、学術情報に関する事項

(5) 社会連携部委員会

1. 大学と社会との連携を深め、地域の発展に寄与し、また本学の国際的な研究教育事業を実施するため、社会連携部委員会が設置されている。
2. 委員会は、次の事項を任務とする。
 - 1) 複数学科にまたがる社会連携活動の推進
 - 2) 学科の社会連携活動への情報提供
 - 3) 本学の社会連携活動に関する情報発信
 - 4) その他、社会連携に関わる事項

(6) キャリア支援部委員会

1. キャリア教育を推進するため、キャリア支援部委員会が設置されている。
2. 委員会は、次の事項を任務とする。
 - 1) キャリア教育の実施、および基本方針や実施体制の検討
 - 2) 学生の就職活動に対する支援
 - 3) キャリア教育に関する情報発信
 - 4) その他、キャリア支援に関わる事項

(7) 設置機関

〈宗教センター〉

1. 宮城学院建学の精神にもとづき、本学における宗教的活動の企画およびその運営にあたる機関として、宗教センターが設置されている。
2. 本センターが企画・運営する宗教的活動は、本学の教職員ならびに学生を対象とする礼拝、キリスト教行事、学内講演会等とする。

〈社会連携センター〉

地域および産学官の連携の窓口として、地域住民、行政、企業等との連携を深め、地域の文化および産業の振興ならびに地域社会の発展に寄与することを目的として社会連携センターが設置されている。

本センターでは以下の業務を行う

1. 地域連携および地域貢献活動の組織的取り組みの企画立案・実施に関すること
2. 地域連携および地域貢献活動の総合窓口機能に関すること
3. 地域連携および地域貢献活動に係る情報の収集および発信に関すること
4. 地域連携および地域貢献活動の支援に関すること
5. その他社会連携部委員会が必要と認めた事項

〈生涯学習センター〉

生涯学習の事業を円滑に実施するため生涯学習センターが設置されている。本センターでは以下の業務を行う。

1. 生涯学習の運営に関すること
2. 生涯学習に係る調査・広報に関すること
3. 生涯学習に係る受講生の募集・受入れに関すること
4. その他、生涯学習に関すること

〈リエゾンアクションセンター (MG-LAC)〉

プロジェクト型自主活動・ボランティア活動など、学生が主体的に行う創造的・社会的活動を通して本学学生のキャリア形成を推進することを目的としてリエゾンアクションセンター (MG-LAC) が設置されている。本センターでは以下の業務を行う。

1. 本学学生のプロジェクト型自主活動に関すること
2. 本学学生が行うボランティア活動に関すること
3. その他、本学学生が行う創造的・社会的活動とキャリア形成に関する支援業務

〈国際交流センター〉

本学教員の研究教育に係る海外出張、本学学生の海外留学、およびカリキュラムに係る海外渡航、外国人研究者・教員の研究教育に係る本学への受け入れならびに外国人留学生の入学など、国際的な研究教育事業の実施に関する諸業務を担当する機関として国際交流センターが設置されている。

本センターでは以下の教育的・事務的業務を行う。

1. 本学教員の研究教育に係る海外出張に伴う渡航、在外居住等に関する申請、通信、連絡等の公的業務
2. 本学学生の海外留学に関する資料提供、助言、および実施に付帯する公的業務
3. 本学学生のカリキュラムに係る海外研修、海外実習の企画・立案に係る資料収集、事前調査、ならびに学生に対する説明および付添い、その他の実施に伴う公的業務
4. 本学において研究教育に従事する外国人研究者に係る渡航関係業務、居住・生活上の問題に関する連絡・助言、および研究教育の遂行に係る公的業務
5. 外国人留学生の受け入れに伴う渡航関係業務、生活および学習に係る助言、その他の公的業務
6. 本学と在外大学との「姉妹校関係」の締結およびその関係継承に係る業務
7. 本学の研究教育に係る外国または外国人からの問い合わせに対する窓口業務
8. その他本学において国際的な研究教育事業を実施する場合にそれに付帯する公的業務

〈教職センター〉

本学における教職課程関連業務を遂行するために、教職センターが設置されている。

本センターでは以下の業務を行う。

1. 教職課程履修に係るガイダンスおよび助言
2. 教育実習に係るガイダンス・事前事後の指導助言および成績評価（実習生個々人全員に対する評価付記含む）
3. 介護等体験に係るガイダンス・事前事後の指導助言
4. 教員採用試験に係るガイダンス・講座開設。資料提供・助言
5. 教職課程に係る諸行事の企画・開催・運営
6. 教育職員免許状申請に係るガイダンスおよび助言および申請書類作成提出
7. 教育実習、介護等体験、教育実習校訪問指導、教育職員免許状申請等に係る周辺諸業務全般
8. その他、教職課程に係る業務

〈保健センター〉

1. 学生の健康管理に関する専門的業務を行い、その心身の健康の保持増進を図るとともに、園児および本学教職員についても、第5条に定める委員会において必要と認める健康管理の業務を行うことを目的として、保健センターが設置されている。
2. 次の各号に掲げる健康管理業務を行う。
 - 1) 本学学生の健康診断、保健指導、健康相談、健康診断証明書の発行、およびそれに伴う事務的業務

- 2) 本学内における本学学生、園児、および教職員の急病、外傷等の応急処置
- 3) 本学の疾病予防、環境衛生、健康増進に関する啓蒙活動およびそれに伴う事務的業務
- 4) その他、本学における保健管理に関する専門的業務

〈学生相談室および特別支援室〉

1. 本学学生が学生生活に関して当面する諸問題の相談に応じ、また、障がいおよび社会的障壁により様々な制限を受ける学生に対して、必要かつ合理的な配慮を提供することにより、学生生活の充実と人間的成长を助けることを目的として、学生相談室と特別支援室が設置されている。
2. その目的を達成するために、次の各号の業務を行う。
 - 1) 相談および支援
 - 2) 具体的な支援のコーディネート
 - 3) 相談および支援に必要な研修および調査、ならびに啓蒙
 - 4) 相談および支援に必要な資料の整備
 - 5) 精神保健に関する予防的活動
 - 6) その他、学生相談・特別支援センター運営委員会が必要と認めた事項

(8) 附属研究所

〈キリスト教文化研究所〉

世界のさまざまな民族と宗教に関する学際的研究を推進し、それを通して、キリスト教文化の理解、ならびにわが国におけるキリスト教主義教育の発展に貢献しようとする目的で設置されている。

〈生活環境科学研究所〉

本学における生活環境科学に関する研究を推進し、教育の向上に資するとともに、広く学術文化の発展に貢献することを目的として設置されている。

〈人文社会科学研究所〉

本学における人文社会学諸科学の研究を推進し、教育の向上に資するとともに、広く学術文化の発展に貢献することを目的として設置されている。

〈発達科学研究所〉

子どもの発達と教育および福祉に関する学術的研究を推進し、子どもたちの幸福の実現に寄与することを目的として設置されている。

(9) 附属認定こども園「森のこども園」

本こども園は、幼児教育に関する研究及び実習施設として付設され、キリスト教精神に基づき、かつ学校教育法第22条及び第23条に従って、幼児を保育し、その心身の発達を助長することを目的として設置されている。

創立 2016年11月

所在地 桜ヶ丘キャンパス内

構成 定員 120名（0歳児～5歳児）